

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p>(表紙)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引説明書</p> <p>平成 22 年 7 月 第 14 版</p> <p>(省略)</p> <p>FXTF-Y1-014</p>	<p>(表紙)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引説明書</p> <p>平成 22 年 6 月 第 13 版</p> <p>(省略)</p> <p>FXTF-Y1-013</p>
<p>(P1)</p> <p>本説明書は、株式会社 F X トレード・フィナンシャル（以下「当社」といいます。）が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき当社がお客様との間で、外国為替保証金取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p>	<p>(P1)</p> <p>新設。</p> <p>店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p>
<p>(P1)</p> <p>目 次</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 7</p> <p>・取引の方法 7</p> <p>・お客様の同意を得て行うべき事項..... 9</p>	<p>(P1)</p> <p>目 次</p> <p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について 2</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 7</p> <p>・取引の方法 7</p> <p>・お客様の同意を得て行うべき事項..... 9</p>

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

・証拠金	10	・証拠金	9
・決済に伴う金銭の授受	12	・決済に伴う金銭の授受	10
・益金に係る税金	12	・益金に係る税金	10
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	13	店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	13
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	16	店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	16
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	19	店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	19
当社の概要ならびに連絡方法	23	当社の概要ならびに連絡方法	22
※取引説明書添付書類その他関連する約款・規則等		※取引説明書添付書類その他関連する約款・規則等	
当社の概要ならびに当事業の内容及び方法の概要	24	当社の概要ならびに当事業の内容及び方法の概要	23
「FXトレード」外国為替オンライン取引約款	26	「FXトレード」外国為替オンライン取引約款	25
「FXトレード」インターネット取引規則	37	「FXトレード」インターネット取引規則	36
「顧客区分管理信託概要」	45	「顧客区分管理信託概要」	43
(削除)		本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。	

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規注文（注文訂正を含む）の際、取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）における証拠金率（「利用証拠金」÷「取引時価総額（ポジション総額）」が当社の定める水準に満たない場合、出された新規注文は受け付けられません。 ・お客様の「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、又は当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率（「全体証拠金率」）が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（反対売買）します（「ロスカットルール」といいます。）。詳しくは、「店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて」の「☆証拠金」における「(11)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。 	<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について（P5-6） (P4)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（反対売買）します（「ロスカットルール」といいます。）。詳しくは、「店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて」の「☆証拠金」における「(7)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
<p>(P7-9)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>☆取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>a.（記載省略）</p>	<p>(P7-9)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。</p> <p>☆取引の方法</p> <p>当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。</p> <p>a.（記載省略）</p>

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>b. 取引単位は、各通貨組合せ（通貨ペア）に共通で、通貨ペア毎に外国通貨 1 万通貨単位を 1 ロットとします。</p> <p>また、お客様が当社との間で行う本取引に係る持高は、当社の定める基準の範囲内で、かつ原則として 20 億円相当額を上限とし、最大発注可能数量は、一回の取引毎に最大 500 ロットとなります。</p> <p>c. (記載省略)</p> <p>d. 当社が通貨ペア毎にオファー価格とビッド価格を同時に呈示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。ビッド価格とオファー価格との間には価格差（スプレッド）があり、この価格差（スプレッド）分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。スプレッドは、為替相場の変動、市場の流動性、その他市場環境の変化により変動する場合があります。</p> <p>e. (記載省略)</p> <p>f. 新規注文（注文訂正を含む）の際、取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）における取引証拠金率（「利用証拠金」÷「取引時価総額（ポジション総額）」）が当社の定める水準に満たない場合、出された新規注文は受け付けられません。</p> <p>g. 建玉は、通貨の転売または買戻しすることで手仕舞いできます。</p> <p>h. 通貨の転売または買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。</p> <p>i. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、市場実勢の変動により売建、買建と</p>	<p>b. 取引単位は、各通貨組合せ（通貨ペア）に共通で、通貨ペアごとに外国通貨 1 万通貨単位を 1 ロットとします。</p> <p>また、お客様が当社との間で行う本取引に係る持高は、当社の定める基準の範囲内で、かつ原則として 20 億円相当額を上限とし、最大発注可能数量は、一回の取引毎に最大 500 ロットとなります。</p> <p>c. (記載省略)</p> <p>d. 当社が通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に呈示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。ビッド価格とオファー価格との間には価格差（スプレッド）があり、この価格差（スプレッド）分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。スプレッドは、為替相場の変動、市場の流動性、その他市場環境の変化により変動する場合があります。</p> <p>e. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>f. 建玉は、通貨の転売または買戻しすることで手仕舞いできます。</p> <p>g. 通貨の転売または買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。</p> <p>h. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、市場実勢の変動により売建、買建と</p>
---	--

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

にもお客様の支払いとなることもあります。

i. お客様が通貨の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利相当金額の精算が必要になります。スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。また、同じ通貨ペアの売買であっても、買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。最新のスワップポイントは、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。(お客様の利益) 逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと(お客様の損失)になりますのでご注意ください。

k. お客様の「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、または当社が定める営業日毎の一定の時刻(「証拠金率判定時刻」)において、お客様の口座全体の証拠金率(「全体証拠金率」)が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済(反対売買)します(「ロスカット」といいます。)。詳しくは、「★証拠金」の「(11)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。) 但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカット(強制決済)があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

l. 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

にもお客様の支払いとなることもあります。

i. お客様が通貨の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利相当金額の精算が必要になります。スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。また、同じ通貨ペアの売買であっても、買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。最新のスワップポイントは、当社のホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。(お客様の利益) 逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと(お客様の損失)になりますのでご注意ください。

j. お客様の損失が所定的水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。(「ロスカット(強制決済)」といいます。詳しくは、「★証拠金」の「(7)ロスカットの取扱い」をご参照下さい。) 但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカット(強制決済)があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

k. 転売または買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売または買戻しを行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場または米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場または米国市場に共通する翌営業日とします。

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>(P10)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(1) 当初証拠金 取引口座を開設されたお客様が、取引の注文をするときに最低限預託しておかなければならない証拠金（「当初証拠金」）で取引対象の通貨ペア毎の取引証拠金以上の金額を、当社が指定する銀行預金口座へ差し入れて（入金して）いただきます。</p> <p>(2) 取引証拠金/取引証拠金率（☞『全体証拠金率』） お客様が当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。また、1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（取引証拠金）の金額の1取引単位のポジション（取引時価総額）に対する比率を取引証拠金率といい、全通貨ペア共通で一律2.01%となっています。 詳しくは当社ホームページ等でご確認下さい。</p> <p>(3) 利用証拠金 お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。</p> <p>(4) 維持証拠金 保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を維持証拠金といいます。</p> <p>(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い 当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に加減算されます。</p>	<p>(P9)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金の差入れ（証拠金の預託）及び (2) 証拠金必要額を削除し、(1) 当初証拠金を新設。</p> <p>(2) 証拠金必要額を削除し、新設。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 証拠金必要額を削除し、新設。</p> <p>(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い 当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算または減算されます。</p>
---	--

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

(6) 純資産及び余剰金（出金可能額）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額を純資産（＝証拠金+未決済ポジションの評価損益+スワップ損益）といい、この純資産から前述の利用証拠金を差し引いた金額を余剰金（出金可能額＝純資産－利用証拠金）といいます。お客様はこの余剰金の範囲内で新規注文及び出金が可能です。

(7) 証拠金の追加差入れ

お客様の取引口座において純資産の額が負の金額となった場合は、正の金額となるように当該負の金額以上の金額を負となった日の翌営業日 15 時までに当社に差し入れて下さい。

(8) 有価証券等による充当

（記載省略）

（P11）

(9) 証拠金維持率

お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、お客様の正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標を証拠金維持率（＝純資産÷利用証拠金）といいます。（☞（11）ロスカットの取扱い）

(10) 全体証拠金率

お客様の口座全体の証拠金率を全体証拠金率（＝純資産÷ポジション総額）といいます。全体証拠金率は、お客様が保有するポジションの総額に対する純資産の割合を示しています。（☞（11）ロスカットの取扱い）

(11) ロスカットの取扱い

金融商品取引業者は、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイン

「(4) 現金の引出し」削除

(3) 証拠金の追加差入れ

証拠金預託額が未決済の店頭外国為替証拠金取引について計算した維持証拠金額を下回った場合には、証拠金預託額が当初証拠金額以上となるように、追加証拠金（現金部分が負の金額となった場合の当該負の金額については現金で）を翌営業日 15 時までに当社に差し入れて下さい。

(6) 有価証券等による充当

（記載省略）

新設

新設

(7) ロスカットの取扱い

金融商品取引業者は、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイン

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

トを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済します(「ロスカットルール」といいます。)

当社では、お客様の「証拠金維持率」が50%未満になった場合、又は毎営業日の証拠金率判定時刻(15時30分～15時35分)において「全体証拠金率」が2.01%未満になった場合、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様口座内の未決済のポジションを強制的に反対売買により決済(ロスカット)いたします。(以下省略)

(12) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

(13) 証拠金の返還

(14) 証拠金返還時の銀行振込手数料

(記載省略)

(P13-15)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(3) 証拠金の差入れ(証拠金の入金)

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に当初証拠金を差し入れて(入金して)いただきます。証拠金の差入れは、現金のみとし、株券等の有価証券で代用することはできません。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

お客様が新規の売買注文(注文訂正を含む)を行うためには、取引口座に

トを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済します(「ロスカットルール」といいます。)。当社では、お客様の「証拠金維持率」が50%未満になるとお客様に事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様のポジションを強制的に反対売買により決済(ロスカット)いたします。(以下省略)

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

(9) 証拠金の返還

(10) 証拠金返還時の銀行振込手数料

(記載省略)

(P13-15)

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(3) 証拠金の差入れ(証拠金の入金)

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて(入金して)いただきます。証拠金の差入れは、現金のみとし、株券等の有価証券で代用することはできません。

お客様が新規の売買注文を行うためには、新たに証拠金を取引口座にご入

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

新規建て玉時（注文訂正時を含む）における取引証拠金率が当社の定める水準以上となる金額まで証拠金を預託していただく必要があります。

お客様が新規に建てたポジションを継続して保有しようとする場合において、「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、または当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において全体証拠金率が当社の定める水準を下回った場合、当社は追加証拠金を求めることなく、また、お客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（反対売買）いたします。また、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

(4) 建玉の結了及び両建て

建玉の結了は反対売買によるものとし、反対売買取引が成立した場合には、その取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合又はロスカットの場合は先入先出法によります。

同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことを「両建て」といい、理論上はお客様にとって価格変動リスクを減ずる効果が期待できますが、両建てにおける売建玉と買建玉は各々別個の建玉として取り扱われることになります。また、両建てはお客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、証拠金を二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。そのため、当社では、「両建て」となる取引注文は受け付けておりません。

但し、お客様は、当社取引システムのヘッジ機能を利用する取引（「ヘッジ取引」）によって、「両建て」と同様に価格変動リスクを減ずる効果が期待できます。ヘッジ取引とは、保有するリスク資産（建玉）を減ずるために行う反対売買取引（結了）について取引条件を予約するもので、そのために新たに証拠金を差し入れる必要はありません。

金頂くか、または取引口座の「証拠金維持率」が一定率を上回っている必要があります。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。

当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(4) 転売または買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売または買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、お客様より申出があった場合には受け付けますが、両建ては、お客様にとって、オファー価格とビッド価格の差、証拠金を二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>(5) ～(11) 記載省略</p> <p>(P 19-22)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p>新規に追加するもの及び記載を変更するもののみ記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持証拠金 (いじしょうきん) 保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金です。 ・ 売建玉 (うりたてぎよく) 売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。 売りポジション、ショート・ポジションとも言います。 ・ 買建玉 (かいたてぎよく) 買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。 買いポジション、ロング・ポジションとも言います。 ・ 資産合計 (しさんごうけい) お客様の取引口座でお預りしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます。資産合計(「口座残高」)にポジション評価損益、スワップ損益等を加味した資産を純資産(☞「純資産」)として使い分けています。 ・ 出金可能額 (しゅっきんかのうがく) お客様がお引き出し可能な金額で、純資産から利用証拠金を差し引いた金額を出金可能額(『余剰金』)といます。お客様はこの出金可能額の範囲内で新規注文及び出金が可能です。 ・ 純資産 (じゅんしさん) 	<p>(1) ～(11) 記載省略</p> <p>(P19-21)</p> <p>店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売建玉 (うりたてぎよく) 売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。 ・ 買建玉 (かいたてぎよく) 買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。 ・ 資産合計 (しさんごうけい) お客様の取引口座でお預りしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額です。 ・ 出金可能額 (しゅっきんかのうがく) お客様がお引き出し可能な金額です。 ・ 純資産 (じゅんしさん)
---	--

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」+「スワップ損益など未記帳の損益・手数料」の合計額です。</p> <p>・証拠金（しょうこきん）</p> <p>先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行うに当たり、当社がお客様から担保としてお預りする金銭）をいいます。（以降を削除）</p> <p>表題を「ロスカット」に変更し、頭文字「ろ」の箇所に変更文を記載。</p> <p>・証拠金率（しょうこきんりつ）</p> <p>証拠金率には、通貨ペア毎のレバレッジと密接な関係がある『取引証拠金率』とポジション総額（想定元本、取引時価総額）に対する純資産の割合である『全体証拠金率』があります。（☞『取引証拠金率』、『全体証拠金率』）</p> <p>・証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）</p> <p>お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、お客様の正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標を証拠金維持率（＝純資産÷利用証拠金）といます。</p> <p>・証拠金使用率（しょうこきんしょうりつ）</p> <p>証拠金維持率の逆数で、「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（利用証拠金÷純資産）です。お客様が、正味の資産のうちどれだけ証拠金を使用して</p>	<p>お客様の取引口座における資産の状況で、お客様の「ポジション評価額」、「口座残高」及び「未記帳の損益・手数料」の合計額です。</p> <p>・証拠金（しょうこきん）</p> <p>先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と店頭外国為替証拠金取引を行うに当たり、当社がお客様から担保としてお預りする金銭）をいいます。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分があることがあります。この場合、顧客が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければなりません。</p> <p>・自動ロスカット（じどうロスカット）</p> <p>顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。（強制決済）</p> <p>新設</p> <p>・証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）</p> <p>「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（純資産／利用証拠金）です。</p> <p>新設</p>
--	---

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>いるかをあらわしています。</p>	
<p>・全体証拠金率（ぜんたいしょうこきんりつ） お客様の口座全体の証拠金率を全体証拠金率（＝純資産÷ポジション総額） といたします。全体証拠金率は、お客様が保有するポジションの総額に対して 実際にいくら証拠金を利用しているかを示しています。</p>	<p>新設</p>
<p>・当初証拠金（とうしょしょうこきん） 取引口座を開設されたお客様が、取引の注文をするときに最低限預託してお かなければならない証拠金です。</p>	<p>新設</p>
<p>・取引証拠金（とりひきしょうこきん） 1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨 ペア毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いた します。また、ある通貨ペアのポジションを建てる際に、取引証拠金が1取 引単位のポジションに対する比率を『取引証拠金率』といたします。</p>	<p>新設</p>
<p>・利用証拠金（りようしょうこきん） お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している 現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。</p>	<p>・利用証拠金（りようしょうこきん） お客様が現時点において保有されているポジションのために現在ご利用中の 証拠金の合計金額です。</p>
<p>・レバレッジ レバレッジとは、証拠金の何倍までポジションを建てられるかを倍率（＝新 規ポジション÷取引証拠金）で示したものです。また、レバレッジは、『取引 証拠金率』の逆数でレバレッジ50倍の状態とは証拠金率2%の状態を意味し ています。</p>	<p>・レバレッジ 証拠金に対する取引金額の倍率をレバレッジと呼びます。</p>
<p>・ロスカット（ロスカット） 金融商品取引業者が、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に 生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを 加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を</p>	<p>・自動ロスカット（じどうロスカット） 顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理の ため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。（強制決済）</p>

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済することをロスカット（強制決済）といたします。

(P24)

当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

1) ～ 5) 記載省略

6) 資本金 3億5000万円（平成22年7月1日現在）

10) 沿革

2010年1月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行からDB信託株式会社に**変更**。

2010年7月 株式会社マツキャピタルマネージメントとの共同開発により売買支援サービス「マツFXTF方程式」をリリース。現在に至る。

(P26)

「FXトレード」外国為替オンライン取引約款

(P28)

第9条（売買注文の執行）

お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規のFXトレード取引の注文（注文訂正を含む）の場合、お客様の証拠金が当社の定める水準に満たない場合は、当該注文は執行されない。

(P23)

当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

1) ～ 5) 記載省略

6) 資本金 3億5000万円（平成22年2月1日現在）

10) 沿革

2010年1月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行からDB信託株式会社に**変更**。現在に至る。

(P25)

「FXトレード」外国為替オンライン取引約款

(P27)

第9条（売買注文の執行）

お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規のFXトレード取引の注文の場合で、「証拠金維持率」が当社の定める一定の比率（50%）未満の場合は、当該注文は執行されない。

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>(P29)</p> <p>第14条 (証拠金)</p> <p>お客様は FX トレード取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、証拠金を預託し、維持しなければならない。</p> <p>(1) 証拠金</p> <p>お客様が FX トレード取引における売買注文の実行に先立ち、当社が指定する方法により、当該注文における取引額に対し、当社が適宜指定する金額の証拠金を当社に預託するものとする。</p> <p>(2) 証拠金維持率</p> <p>証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。</p> <p>(3) 全体証拠金率</p> <p>お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。</p> <p>第16条 (ロスカット/強制決済)</p> <p>(1) 当社は、上記第14条第2項に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部または一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。</p> <p>(2) 当社は、上記第14条第3項に定める全体証拠金率を当社が定める一定の水準以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部または一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社</p>	<p>(P28)</p> <p>第14条 (証拠金)</p> <p>お客様は FX トレード取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、証拠金を預託し、維持しなければならない。</p> <p>(1) 証拠金</p> <p>お客様が FX トレード取引における売買注文の実行に先立ち、当社が指定する方法により、当該注文における取引額に対し、当社が適宜指定する金額の証拠金を当社に預託するものとする。</p> <p>(2) 証拠金維持率</p> <p>証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。</p> <p>新設</p> <p>(P29)</p> <p>第16条 (自動ロスカット/強制決済)</p> <p>(1) 当社は、上記第14条第2項に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部または一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。</p> <p>新設</p>
--	---

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。</p> <p>(3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の FX トレード取引が複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分される。</p> <p>(4) 第 1 項乃至第 3 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。</p> <p>(5) 当社が本条第 1 項乃至第 3 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。</p> <p>(P36)</p> <p>附則 (記載省略)</p> <p>本約款は、平成 21 年 12 月 1 日付で改定され、有効となる。 本約款は、平成 22 年 7 月 30 日付で改定され、有効となる。</p> <p>(P37)</p> <p>「FX トレード」インターネット取引規則</p> <p>(P38)</p> <p>4. 取引価格について</p> <p>取引画面上に通貨ペア毎に 1 通貨単位の取引レートを表示します。取引レートは「ビッド価格 (お客様の売付価格)」と「オファー価格 (お客様の買付価格)」の両価格を表示します。</p>	<p>(2) 前項において、当該処分の対象となる既存の FX トレード取引が複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分される。</p> <p>(3) 第 1 項または第 2 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。</p> <p>(4) 当社が本条第 1 項、第 2 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。</p> <p>(P35)</p> <p>附則 (記載省略)</p> <p>本約款は、平成 21 年 12 月 1 日付で改定され、有効となる。 (新設)</p> <p>(P36)</p> <p>「FX トレード」インターネット取引規則</p> <p>(P37)</p> <p>4. 取引価格について</p> <p>取引画面上に通貨ペアごとに 1 通貨単位の取引レートを表示します。取引レートは「ビッド価格 (お客様の売付価格)」と「オファー価格 (お客様の買付価格)」の両価格を表示します。</p>
--	---

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

5. 取引証拠金について

お客様が「FXトレード」を利用して通貨売買の取引を開始する場合、お客様により当社が定める一定の証拠金維持率以上かつ全体証拠金率以上の証拠金を、あらかじめ当社が指定する金融機関の口座に入金していただき、当社にて入金確認が完了した後取引を開始いただけます。取引証拠金の受入は、現金のみとなり、株券等の有価証券で代用することはできません。振込手数料は、原則として、お客様の負担といたします。但し、お客様が、当社が指定する金融機関の口座に当社が定める方法（いわゆる「クイック入金」）及び条件でお振込み頂いた場合については、かかる振込手数料については、当社が負担いたします。

証拠金に関する用語を以下に示します。

当初証拠金	取引を開始するにあたって、預託しておかなければならない必要最低限の証拠金です。
取引証拠金	1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）です。
純資産	お客様の正味の財産で、お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益等の未受渡金を加減した金額です。
利用証拠金	お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。
証拠金維持率	純資産÷利用証拠金。利用している証拠金に対するお客様の正味の財産（純資産）の比率です。
全体証拠金率	お客様の口座全体の証拠金率（＝純資産÷ポジション総額）

5. 取引証拠金について

お客様が「FXトレード」を利用して通貨売買の取引を開始する場合、お客様により当社が定める一定の証拠金維持率以上の証拠金を、あらかじめ当社が指定する金融機関の口座に入金していただき、当社にて入金確認が可能になった後取引を開始いただけます。取引証拠金の受入は、現金のみとなり、株券等の有価証券で代用することはできません。振込手数料は、原則として、お客様の負担といたします。但し、お客様が、当社が指定する金融機関の口座に当社が定める方法（いわゆる「クイック入金」）及び条件でお振込み頂いた場合については、かかる振込手数料については、当社が負担いたします。

証拠金に関する用語を以下に示します。

当初証拠金	取引を開始するにあたって必要となる証拠金です。
新設	
純資産	お客様の取引口座における資産の状況で、お客様の口座残高、全てのポジションの評価損益の額、及び未受渡金の合計額です。
利用証拠金	お客様が現時点において保有されているポジションのために現在ご利用中の証拠金の合計金額です。
証拠金維持率	「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（純資産／利用証拠金）です。

新設

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

	<p>で、お客様が保有するポジションの総額にに対する純資産の比率です。</p>	
<p>(注) 詳しくは、本取引説明書「☆ 証拠金」又は当社ホームページをご参照ください。</p>		
<p>(P39)</p>		<p>(P37)</p>
<p>6. ロスカットの取扱い</p>		<p>6. ロスカットの取扱い</p>
<p>1) ~ 2) 記載省略</p>		<p>1) ~ 2) 記載省略</p>
<p>3) 当社では、毎営業日の証拠金率判定時刻 (15 時 30 分~15 時 35 分) において、お客様の「全体証拠金率」が 2.01%未満になるとお客様に事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様のポジションを強制的に反対売買により決済 (ロスカット) いたします。</p>		<p>3) 当社では、毎営業日の証拠金率判定時刻 (15 時 30 分~15 時 35 分) において、お客様の「全体証拠金率」が 2.01%未満になるとお客様に事前に通知することなく、当社の裁量によりお客様のポジションを強制的に反対売買により決済 (ロスカット) いたします。</p>
<p>4) ロスカットにかかる注文は成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット (強制決済) があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、ロスカットの結果、お客様に生じる一切の損害に関して、当社は一切の責任を負いません。</p>		<p>4) ロスカットにかかる注文は、成行注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット (強制決済) があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、ロスカットの結果、お客様に生じる一切の損害に関して、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>5) ロスカットの対象となる FX トレード取引が複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分いたします。</p>		<p>5) ロスカットの対象となる FX トレード取引が複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分いたします。</p>
<p>6) 当社がロスカットを行った場合には、その処分内容をお客様に通知いたします。</p>		<p>6) 当社がロスカットを行った場合には、その処分内容をお客様に通知いたします。</p>
<p>7) ロスカットのルールは、法令等の定める範囲内において、当社の判断によって変更できることとします。</p>		<p>7) ロスカットのルールは、法令等の定める範囲内において、当社の判断によって変更できることとします。</p>
<p>(P41)</p>		<p>(P39-40)</p>
<p>17. 注文の不執行</p>		<p>17. 注文の不執行</p>

店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

<p>当社はお客様の取引口座に証拠金の不足が生じている場合は、お客様の「FXトレード」取引を執行しません。当社は当該「FXトレード」取引の不成立により生じる損害について責任を負わないものとします。</p> <p>(P44)</p> <p>3 1. 本規則の適用日 本規則は、平成 22 年 7 月 30 日 より適用する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>当社はお客様の取引口座に証拠金の不足が生じている場合（すなわち、取引画面上の「証拠金維持率」が 50%未満の場合）はお客様の「FXトレード」取引を執行しません。当社は当該「FXトレード」取引の不成立により生じる損害について責任を負わないものとします。</p> <p>(P42)</p> <p>3 1. 本規則の適用日 本規則は、平成 22 年 3 月 15 日 より適用する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---